

(3) 若松あんしんネットワーク

【取組の概要】

若松あんしんネットワークは、北九州市若松区にある任意団体で、地域の自治会や医師会、社会福祉協議会などで構成され、各団体が連携してまちづくりを進めていくための組織である。若松あんしんネットワークでは、様々なまちづくり活動に加えて、個人情報保護法や個人情報の保護と活用に関する勉強会や地域での研修会の実施、『若松区の地域団体活動のための個人情報取扱いの手引き』の作成などを行っている。

【取組のポイント】

安心して個人情報を提供してもらえるように地域団体にも管理体制が必要であることを啓発している。

地域団体に対するアンケートやヒアリングを通して、地域の実情に合った手引書を作成している。

(i) 「個人情報」を取り巻く環境

(ア) 若松あんしんネットワークにおける個人情報保護の動き

平成 16 年にネットワークに参加している各団体の構成員にアンケートを行ったところ、各団体と連携して活動する中で、個人情報の関係で壁を感じているとの声が寄せられた。また、平成 17 年に個人情報保護法が全面施行されて、地域活動で必要な個人情報が取得できない・秘匿されるといった具体的な問題が出てきた。

これらの課題を受けて、若松あんしんネットワークでは、個人情報の保護と活用に関する勉強会や地域に対する研修会、『若松区の地域団体活動のための個人情報取扱いの手引き』（以下「手引書」という。）の作成などを行うようになった。

(イ) 北九州市若松区における「過剰反応」

平成 17 年の国勢調査において、個人情報保護法を理由に調査を拒否する住民がいた。その他にも、自治会等が今まで入手できていた情報(敬老や入学のお祝いを配布するために必要な個人情報)も個人情報保護を理由に、行政や学校が出さなくなった。地域の見守り活動などについても、同じような状況が見られた。

そのような状況を分析すると、個人情報の提供を受けするためには、提供を受ける側、つまり地域が個人情報をしっかり扱える、しっかり扱っていることを示すことが必要だと感じるようになった。

(ii) 個人情報の適正利用における取組内容

(ア) 具体的な取組内容

ここでは、若松区あんしんネットワークの取組を時系列で紹介する。

第1期(平成16年～平成17年): 取組の開始と研修会後の課題

平成16年ごろから、アンケート調査などで地域の状況の把握や有識者などを呼んで内部(ネットワークの役員及び事務局)で、個人情報保護法に対する勉強会を行い、個人情報保護に関する情報の収集を始めた。

平成17年からは、ネットワークの構成員を対象とした研修会を行った。個人情報保護に対する「過剰反応」が新聞やテレビを賑わせていたため、研修会は、個人情報保護法をしっかりと理解することに主眼を置いたが、個人情報保護法全面施行後間もないため、事例や判例も少なく、日ごろ住民が抱える具体的な問題解決までは至らなかった。

また、研修を行う中で、個人情報保護法では、地域団体の個人情報保護法に対する立場が明確になっておらず、地域団体は個人情報取扱い事業者ではない、そのため罰則が適用されない、そのため特段の対応も必要ない、地域で重視されているのは個人情報よりもプライバシー情報だから個人情報保護法は関係ない、という結論を研修参加者がもたないようにする必要性が明らかになった。

もっとも、個人情報保護法や制度の基本的な考え方の理解について、一定の成果はあった。

第2期(平成18年5月～8月)(a): 課題解決に向けた新たな取組

第1回目の研修会では、日ごろ住民が抱える具体的な問題解決までは至らなかったことから、個人情報保護法そのものを学ぶというのではなく、地域として、個人情報やプライバシー情報を取り扱うときに、何に気をつけなければいけないのか、何を守らなければいけないのかということをきちんと理解することが必要だと言える。

このことが地域に理解されなければ、結局、地域活動に必要な個人情報が提供されないという問題が解決されず、地域の各団体の連携も進まない。そこで、平成18年5月から再度、内部で勉強会を始めた。また、あわせて個人情報が集まらず地域活動が滞っている事例や「過剰反応」の事例をアンケート及び関係者に対するヒアリングを行い、地域の現状を把握した。

第2期(平成18年5月～8月)(b): 勉強会の具体的な内容

若松あんしんネットワークの個人情報に対する基本的な考え方は、地域活動において個人情報は「保護しつつ利用する」にあった。

そのため、自治会、学校、まちづくり協議会などが主体となったとき発生する様々な事例において、どのように対応するべきかということを具体的にシミュレーションした。このシミュレーションには、市販されている、学校現場における個人情報の取扱い手引書を活用した。

そのシミュレーションの結果、いくつか判明したことがある。

まず、地域には個人情報の管理者としての視点がない。つまり、個人情報を集める体制ができていない、提供してもらえる体制ができていないということである。次に、シミュレーションの際に活用した市販の本は教育現場を対象にしているため、Q&Aをそのまま適用する

のが不適切な事例が出てきた。このような場合はどのように判断すべきか迷ってしまう。このような体験を経る中で、地域の人々が使うことのできる個人情報の取扱いの手引書を作ってはどうかという案が生まれてきた。

また、アンケートやヒアリングを通して、次のことが分かった。

学校や民生委員等は個人情報をどこに、どこまで出していいのか判断に困り、まずは出さないという姿勢から入っていることが分かった。もちろん民生委員には守秘義務があるので一概に個人情報を秘匿していることが悪いとは言えないが、逆に、民生委員自身も個人情報保護の「過剰反応」により、必要な情報が入手できないという事態が発生していた。

また、各地域団体は、なぜ情報を出してもらえないのかと、情報を提供してくれない団体に対して一方的に憤っている。各団体の役員は、定年後の高齢者が多い。高齢者は、コミュニティの大切さを知っているためか個人情報の保護という面に、なかなか理解を示さない部分もある。また、最近では、パソコンを使い、集めた個人情報を電子化する高齢者もいる。しかも、そのデータを USB メモリなどの小型のメディア媒体でやり取りしていることもあった。これでは、流出の危険性も高く、とても安心して個人情報を提供されるような管理体制があるとは思ってもらえない。

このようなことから、やはり、地域の人々に対して、個人情報取扱い事業者ではなくても個人情報をきちんと扱う(保護と管理)ことに対する啓発と実際に扱う際に注意しなければならないこと、活用していくためにはどんな手続が必要かを分かりやすく伝えることが重要であるという結論に至った。

地域の人たちがこのような能力を獲得できれば、個人情報の提供を拒否する側に拒否する理由をしっかりと聞くこともできるし、必要に応じて提供が適正な要求であることを訴えることもできる。

こうして手引書を作成することになった。

第3期(平成18年9月～平成19年1月):手引書の作成

作成に取りかかる前に、手引書にするのかマニュアル集(団体名を入れればすぐに使えるような例文集のようなもの)にするのか検討をした。マニュアル集の方が、すぐに使えるというメリットはあるが、勉強会の結論からも地域の人たちが自分たちで個人情報について理解してもらう必要があることから、啓発的に使うこともできる手引書の方が得策だろうということになった。

手引書は、若松区のまちづくり推進課が事務局案を作り、若松あんしんネットワークで検討を行った。また、北九州市個人情報保護条例との適合性を取るため、当該条例策定に携わった「文書館」のチェックを受け、修正が必要な箇所は修正した。しかし、指摘と地域の実情が合わない場合は、状況を説明し、妥協点を探りながら作り上げていった。

手引書は地域の人を読者と想定して、個人情報の取扱いが、ケースに応じて具体的にわかるよう作ることを編集方針とした。そのため、ヒアリングやアンケートから一般化できそうな事例をピックアップし、Q&Aを作成し、手引書に盛り込んだ。

(イ) 取組による成果

手引書は、地域で個人情報保護に関する自主勉強会に活用してもらっている。

また、自治会がその活動の中で個人情報を収集する際に、提供を拒絶する住民に対し、この手引書を示して説得を行っている。

(iii) これからの取組

取組を始めて3年ほど経過したので、再びアンケート調査を行い、先にあげた「過剰反応」がなくなったか、地域活動がスムーズに進むようになったかを把握し、手引書の内容などに見直しを行うことや今後の取組の方向性を探るなど、よりスムーズに情報の共有ができる地域団体活動のシステム作りを目指して取り組んでいきたい。

参考 URL

- ・ 『若松区の地域団体のための個人情報取扱いの手引き』
http://www.web-press.co.jp/wakamatsu_ansi/pdf/download/p002.pdf